

第 33 回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年3月12日(木) 午後3時00分～3時20分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 10人
 - 1番 金子 節夫
 - 2番 島田 信成
 - 3番 中野 文子
 - 4番 高田 洋子
 - 5番 齊藤 澄博
 - 6番 横山 宏
 - 7番 松島 章倫
 - 8番 横山 正行
 - 9番 中村 政五郎
 - 10番 小林 修
4. 事務局 事務局長 金井 孝浩 課長補佐 國府田 諭 主任 小谷 高平
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 議案
 - 第88号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第89号 令和8年度5月農用地利用集積等促進計画(案)について
 - 第3 報告
 - 第38号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
6. 会議の概要

会長（横山）	<p>それでは只今から、第33回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告を願います。</p>
事務局長（金井）	<p>只今の出席委員数は、10名で御座います。</p>
会長（横山）	<p>事務局の報告の通り、本日出席の委員は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席をしておりますので、第33回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言します。</p> <p><会長挨拶></p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名については、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号1番金子節夫委員、議席番号2番島田信成委員を指名いたしますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>議事日程第2、議案第88号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。1番について、事務局より説明を願います。</p>
事務局（小谷）	<p>議案書2ページをご覧ください。議案第88号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和8年3月12日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由は「私（譲受人）は土地所有者の娘であり、現在は町内の借家住宅に住んでおりますが、手狭になってきたため、将来のことを考えて住宅の建築を計画しました。資金面の都合もついたので、今回、実家に近い申請地を使用貸借で借り受け、自己居住用の一般住宅（分家住宅）を建築したく、申請します。」とのことです。転用目的は「一般住宅用地（使用貸借）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては1ページから4ページを参照してください。以上です。</p>
会長（横山）	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。</p> <p>6番横山宏委員</p>
6番（横山）	<p>6番横山です。3月6日2班と事務局で現地確認を行いました。</p>

<p>会長（横山）</p>	<p>た。申請地は大字中野字前屋と字下中野にまたがった場所にあります。案内図は資料の1ページ、付近状況図は2ページを参照してください。申請地は中野東小学校から北に約300メートルに位置します。また中野の市街化区域から東に120メートル程度の場所にあります。よって農地としては「市街化近傍小集団農地」の第2種農地と判断されます。2班として申請地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告と致します。委員の皆様のご慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>担当委員から現地調査の報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>議案 第89号、農用地利用集積等促進計画（案）の決定についてを議題といたします。令和8年度5月農用地利用集積等促進計画（案）について事務局より、説明を願います。</p>
<p>事務局（小谷）</p>	<p>議案書3ページ、及び別添資料の令和8年度5月農用地利用集積等促進計画（案）をご覧ください。議案第89号、令和8年度5月農用地利用集積等促進計画（案）について、意見の決定を求めます。令和8年3月12日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>令和6年度までは農業経営基盤強化促進法における農地の貸借契約については、農用地利用集積計画として農業委員会への意見聴取後、町当局より公告、という流れで行っていましたが、法令改正により、農用地利用集積計画が廃止され、農用地利用集積等促進計画になり、それに伴い、町での公告ではなく、農地中間管理機構へ提出し県知事が認可、公告を行い効果が発生するということに変更となります。</p> <p>それでは改めて別添の資料「農用地利用集積等促進計画（案）」をご覧ください。今回貸借される農地について説明いたします。面積は田が414,023㎡、畑が168,243㎡、合計で582,266㎡となります。筆数は田が265筆、畑が155筆、合計で420筆となります。農地の利用の効率化及び高度化の促進を</p>

<p>会長（横山）</p>	<p>図るためにこの計画を定めるよう、法令に従い農地中間管理機構へ提出・要請をしたいと考えております。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員よって、本件は原案のとおり、農地中間管理機構へ送付することに決定いたしました。</p> <p>報告第38号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてを議題とします。事務局より、報告をお願いします。</p>
<p>事務局(小谷)</p>	<p>議案書4ページをご覧ください。報告第38号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について。次のとおり農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出があったので、報告します。令和8年3月12日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。転用目的は、「一般住宅用地（使用貸借）」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては、5ページを参照してください。</p> <p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。転用目的は、「一般住宅用地（売買）」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては、5ページを参照してください。</p> <p>議案書5ページをご覧ください。番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。転用目的は、「一般住宅用地（売買）」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては、5ページを参照してください。</p> <p>以上、報告といたします。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。</p>

た。これで第33回邑楽町農業委員会総会を閉会します。

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和8年3月12日

邑楽町農業委員会 会長 横山 正行

委員 金子 節夫

委員 島田 信成